

# 北海道政策評価条例の施行状況等の点検結果

(抜粋版)

令和3年(2021年)2月 北海道政策評価委員会決定



### (2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果 (続き)

条項等	条文(要旨)	施行状況の点検・結果
第6章 政策評価委員会		
第13条	● 設置	〔基本評価〕
	政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実	O 都府県調査の結果、約3分の2の都府県において外部評価を行ってい
	を図るため、知事の附属機関として、北海道政策評価	3
	委員会を置く	O 評価の視点としては、政策や施策の方向性や一次評価の妥当性、指標の
第14条	● 所掌事項	適切性などについての審議など様々
	実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度	O 一方で、外部評価を行っていない都府県はその理由として、自己評価を
	に関する事項について調査審議	基本としている、住民代表である議会報告を行っている、世論調査を実施
第15条	●組織	し県民意見の反映に努めているからなどを挙げている
	委員 15 人以内で組織し、委員は道政に関し優れた	〔公共事業評価〕
	識見を有する者のうちから、知事が任命する。任期は	O 都府県調査の結果、すべての都府県において外部評価を行っている
	2年とする	O 評価の視点としては、事業の有効性や必要性、妥当性など
		【点検の結果】
		〇 幅広い分野の有識者等の知見を外部評価から得て行っている都府県が大
		半であり、客観的で厳格な評価を実施するため、今後とも本条の規定に基
		づき、外部評価を行うことが適切と考えられる

## 検討結果と今後の方向性

社会経済情勢等の変化を勘案した結果、今後も現行の条例に基づいて、評価を行うことが適当と考えられることから、条例については、特段の措置は講じない



### 政策評価条例の運用状況の課題と対応

今回の条例の施行状況の点検に合わせ運用状況の点検を行い、より効果的、効率的な運用に向け、以下の対応により改善を図る

### 運用上の課題と今後の対応

### 第2章 第4条 政策評価に関する基本方針

### 【基本評価】

- ・ H27 年度の「見直しの方向性」を踏まえ、総合計画の政策体系に沿った施策の推進に力点を置き、事務事業との一体的な評価を実施
- ・ R元年度より、総合計画の「政策の方向性」に基づく53小項目を単位とする新たな公表様式「総合計画施策推進状況」を作成・公表



- 政策評価と総合計画との関係性をより明確にすることが必要 関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要

### 今後の対応

○ 総合計画の進捗状況をより明確に表すため、計画に掲げる「政策の柱」21項目について、4年程度で評価を行うことを検討



### 運用上の課題と今後の対応(続き)

### 【公共事業評価(再評価)】

#### 現状と課題

- · 再評価の対象要件
- (1) 事業採択後、長期間経過時点で未着手や一定期間が経過している事業など、関係省庁の再評価要件を準用している
- (2) 上記(1)のほか、道の独自対象要件として、事業費の大幅な変更(農政部所管と水産林務部のうち林野関係は 30 億円以上の増減、水産 林務部のうち水産関係と建設部所管は50億円以上の増減、10億円以上の増減と事業内容の大幅な変更)などを設定している



- 再評価時において事業費が大きく増加している事業が散見される
- 経過年数により再評価となっている事業が大半となっている
- 事業費の変動要件の基準が所管部局ごとに不統一となっている

### ▷ 今後の対応

○ 事業費が大きく増加する前など、<u>適正な時期に評価を実施できるよう、再評価における対象要件(事業費要件)について</u> 見直しを検討

### 【公共事業評価(事後評価)】

#### 現状と課題

- ・ 道では事後評価を実施していない
- ・ 農政部と水産林務部の所管事業では農林水産省が自己評価を実施 (H27~R1 の 5 か年で年平均 7 地区)、建設部所管事業は国土交通省による事後評価実施地区なし(直近 5 か年)



- 事業完了後の活用状況等を評価する事後評価は約6割の都府県で実施
- なお、事業によっては、評価時点におけるデータ整理や費用対効果分析でコンサル等への委託が必要など、新たな作業や予算措置が必要

#### > 今後の対応

○ 他都府県における事例を参考にしながら、道における事後評価の手法等について検討



### 運用上の課題と今後の対応(続き)

### 【公共事業評価(事業期間の長期化への対応)】

#### 現状と課題

#### 「長期化の要因〕

- ・ 多くの地区は、継続地区の平均年度事業費を基に事業期間を設定しており、直近5か年の事前評価地区における平均事業期間は約9年(最 短3年・最長20年)
- ・ 長期化の要因としては、大規模事業であること、毎年度の予算上の制約があること、施工従事者が減少していることなど様々な要因による [物価上昇分等の積算への組み込み]
- ・ 労賃や物価については、今回のコロナ禍を含めて将来的な動向予測が不可能なこと、上昇分を見込むことで関係省庁から不適切と指摘されることから、最新年度の単価以外での積算は困難
- ・ 消費税率については、将来的な見通しが把握できないことから、最新年度の税率以外での積算は困難



● 事業期間の長期化に伴う対応が必要 (5年計画、全体計画の策定、労務費等の上昇見込みを踏まえた計画の策定など)

#### ▷ 今後の対応

- <u>長期化している事業については、再評価の段階において、事業の進捗状況や経済効果の把握のほか、工期の妥当性の検証をより</u> 一層、精査するなどにより、コストの縮減を図る
- 労賃、物価、消費税率の変動は事業とは直接に関係のない他動的要因のため、再評価における事業費増減額の算出に当たって は、これらの変動分を除外する